



国 監 告 第 20 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成24年4月2日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成24年3月5日(月)から平成24年3月13日(火)まで

(イ) 実施

平成24年3月22日(木)

イ. 対象部局

(ア) 都市振興部交通担当

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成23年度国立市一般会計(歳出)

コミュニティバス車両購入費(2月9日支払分)

予算科目 02.01.14.18(04)

支出額 15,119,762円

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成24年3月5日(月)

イ. 資料提出期限 平成24年3月13日(火)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

- イ．予算の執行の手続きは適正か。
- ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

- ア．備品登録は適正に行われているか。
- イ．備品台帳は適正に管理されているか。
- ウ．支払いは適正な時期に行われているか。
- エ．備品の選定は妥当か。

(6) 結果

ア．概評

コミュニティバス車両購入費について監査したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかし、一部に検討を要する事項が見受けられるため要望事項として付す。

イ．要望事項

【コミュニティバス車両買い替え時期の計画化について】

平成 15 年に購入したコミュニティバス車両は、故障が多く、外国製であることから国産車と比べ部品調達及び修繕期間が長期化すること、また、修繕費用も多額となっている状況もあり、安全性や運行計画に支障をきたさないよう平成 22 年 2 月に提出された運行业者からの要望も踏まえ、車両を買い替えたことについては理解できる。しかし、平成 23 年 8 月付けの決裁において、買い替えの根拠としている修繕費用及び修繕期間については、運行业者からの報告によるもので、修繕に要した経費の内訳、日数など修繕履歴が整理されていないように見受けられた。

コミュニティバス車両においては、安全性を図るとともに、市の財産であることを踏まえ、修繕履歴を整理するなど耐用年数、必要経費も含め、買い替え時期を計画化しておくよう要望する。

以上